平成２５年（フ）第１４５号
愛知県岡崎市舞木町字天神越81番地３
債務者　株式会社加藤美装
代表者代表取締役　加藤　尊勇
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　真典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後２時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
山形県酒田市上安町１丁目２番地の10
債務者　有限会社さくら亭
代表者代表取締役　本間　公輝
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井野裕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時45分
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第６６３号
名古屋市中区丸の内２丁目２番５号　ヒビノ・オフィスライインズ３B、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区丸の内２丁目２番５号
債務者　有限会社ＷＥＸ・ａｔｅｌｉａｔｉｏｎ
代表者取締役　松永　倫美
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣瀬　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県岡崎市高橋町字屋敷18番地１、住民票上の住所愛知県西尾市徳次町小藪46番地９
債務者　伊奈　隆雄
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
４　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
岡山県倉敷市下庄715番地２
債務者　平松　俊洋
１　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　祐一
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
北海道室蘭市港北町２丁目330番地３、前住所北海道登別市富岸町２丁目40番地３
債務者　深谷　忠史
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　正樹
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
神奈川県秦野市松原町３番13号　ぶーがる青木202号
債務者　松見　　亮
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木下美帆
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２２２号
神奈川県平塚市広川31番地の８
債務者　須藤　洋一
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　秀信
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８号
秋田県大館市池内字上野128番地37
債務者　京錦大館店こと　松田　謙二
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
４　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川南町１丁目２番３―10号　フォーマル91パートⅡ　C棟101号
債務者　吉田　明弘
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　成人
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
青森県十和田市西一番町15番14号
債務者　中野渡石雄
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３４号
青森県十和田市西一番町15番14号
債務者　中野渡ひろ子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第８３９号
北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地７
債務者　山田　佳久
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塙　祐一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８号
宮城県岩沼市桜５丁目10番37―D101号
債務者　半田　清光
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
４　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６６４号
岐阜市曙町２丁目９番地　パレスシノ302号室
債務者　松永　倫美
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣瀬　　誠
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部